



赤間っ子だより



12月号

令和4年11月30日
宗像市立赤間小学校 校長 早川 由洋

「人権」について考える

「わたしたちはだれでもみんな、ひとりの人間として、命が守られ、社会のルールの中で、明るく楽しい生活をおくる権利（けんり）をもっています」

昭和23年（1948年）12月10日、国際連合第3回総会において、全ての人民と全ての国とが達成すべき共通の基準として、「世界人権宣言」が採択されました。この採択日である12月10日を「人権デー」とし、12月10日を最終日とする1週間を「人権ウィーク」としています。全国的に人権啓発活動を展開し、人権尊重意識の普及高揚を呼びかけているわけです。

しかし、いじめや児童虐待、インターネット上の人権侵害、感染症や障害等を理由とする偏見や差別など、様々な人権問題は依然として存在しています。

これらの問題を解決し、持続可能な開発目標（SDGs）が掲げる「誰一人取り残さない」社会を実現するには、私たち一人一人が人権尊重の重要性を改めて認識し、他人の人権に配慮した行動を取ることが大切だといえます。

子ども達は、人権作文や社会を明るくする作文で、「まずは身近なところから、できることから」という提言をします。例えば、気もちのこもったあいさつをしよう。心が傷つくチクチク言葉は使わずに心が暖くなるポカポカ言葉を使おう。

一人では達成できない壮大な目標を掲げるより、自分が少し気をつけ努力をすることで、人と人とのつながりを確かなものにしていくことに現実的に取り組もうとしています。そして、自他の明るく楽しい生活を送る権利を互いに守ろうとします。地道な取り組みですが、とても大切なことです。

では、大人はどうすればよいでしょう。

右のポスターは、今年度の人権週間のものです。

『『誰か』のことじゃない。』

いかに自分事として考えたり行動に表せたりできるか。その姿を、今、子ども達に取り組んでいる先のモデルとして、示していくこと。それが大人の責務ではないかと思えます。

家庭においても、親子で人が幸せに生きる権利について考える時間を設けてみられてはいかがでしょうか。



五感で学ぶ！

11月12日に実施しました「宗像子ども大学 in 赤間小」。午前の学習発表、午後の体験活動ともに、子どものいきいきとした姿が見られ、充実した一日となりました。コロナ禍で制限がかかり昨年度、一昨年度と見合わせていた諸々の行事も、今年度は概ね実施できています。子ども達は、教室を出て5感を目いっぱい働かせた学びを満喫しています。

2学期に各学年が実施した体験的な学びは以下の通りです。

- 〈1年生〉生活科見学（マリンワールド）、秋見つけ散策
- 〈2年生〉校区探検、生活科見学（到津の森動物園）
- 〈3年生〉社会科見学（明太子博物館、みかん園）、体操教室、書道指導
- 〈4年生〉水辺教室、福祉学習（アイマスク、点字）、出前コンサート鑑賞
- 〈5年生〉宿泊体験学習、人権映画、スマホ教室、性暴力対策アドバイザー講座
- 〈6年生〉修学旅行、性暴力対策アドバイザー講座 等



・・・12月の主な行事・・・

詳細は紙面にてお伝えしています